

A:計画通りに実行
B:一部実行
C:実行していない

A=効果的だった
B=やや効果的だった
C=あまり効果的でなかった
D=効果的でなかった

A=拡大
B1=継続(見直しの必要なし)
B2=継続(見直しは不可能)
…法令等の改正が必要等
C=縮小(見直し)して継続
D=廃止
E=その他

資料 4
別紙

事業 No.	主要な施策・事業	施策・事業の内容	担当課	1.令和5年度取組内容(実績)と評価の理由・課題等		2.令和2～5年度の分析・評価等		3.今後の方向性	
11	基本的な生活習慣の確立、規範意識の育成	SSWの活用等を通して、要支援家庭に対する支援を推進し、さらなる充実を図ります。また、道徳教育を通して、規範意識の育成を推進します。	学校教育室	A	要保護及び要支援家庭について関係機関と連携し、丁寧に対応した。家庭の経済状況で支援の必要な子どもたちに対し、「いずみ希望塾」等の施策に適切につなぐことができた。またSSWの配置を拡充し、要支援家庭に対する支援をすすめた。	A	家庭の経済状況で支援が必要な子どもたちに対し、福祉部局と連携をしながら「いずみ希望塾」の周知方法を年々充実させ、施策に適切につなぐことができた。また、SSWの配置を拡充させたことで、要保護及び要支援家庭への対応について、関係機関との連携がすすんだ。	A	SSWの配置増等により、要支援家庭に対しての支援を充実させる。また、学校と関係機関の連携強化を図るため、SSWを中心に連携体制の構築を図る。加えて、教育と福祉の連携強化にかかる社会福祉士の活用を推進する。
49	子どもの人権に関する啓発	カウンセリング研修等研修を充実させ、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげます。	学校教育室	A	不登校対応担当教員等連絡会議やSSW担当者会にて、子どものアセスメントや、ケース会議の意義、児童虐待についての理解を深める研修などを行うとともに、研修を通してSC、SSWと学校との連携の充実を図った。	A	児童虐待の未然防止及び早期発見については、各校と専門家及び要対協との連携が不可欠であることから、各校SSWを中心に、連携体制の構築を図る必要がある。	A	今後も子どもの見立てや支援のあり方についての研修を行い、児童虐待の未然防止及び早期発見にかかる教職員の資質向上を図る。また、教育と福祉の連携強化にかかる社会福祉士の活用について、研修等を通じて、機能の向上を図るとともに、あらゆる連携の方策を探る。
50	市民に対する意識啓発	児童虐待の未然防止及び早期発見のため、教員、保護者、地域への啓発の充実を図ります。	学校教育室	A	関係機関と連携し、地域・保護者に対して虐待防止についての啓発活動を実施し、市民全体の虐待防止への意識向上を図った。	A	児童虐待防止について継続して啓発活動を行ってきたことで、まずは児童との関わりが多い教員の意識向上を図ることができた。	A	関係機関と連携し、各学校の教職員を対象に、虐待防止に向けた研修を実施するとともに、地域・保護者に対して啓発活動を行うなど、未然防止と早期発見に向けた取組みを実施する。
51	子どものエンパワメント支援指導の推進	子どもの安全確保のために、エンパワメント支援指導の充実を図ります。	学校教育室	A	スクールカウンセラーの小、中、義務教育学校全校配置及び活動時間の拡充を行った。また、スクールソーシャルワーカーの活動時間を拡充した。スクールソーシャルワーカーの全中学校区配置をすすめる。	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、配置回数の拡充がすすむ一方で、困難課題等の増加も顕著なため、さらなるチーム学校の機能向上を図る必要がある。	A	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携を深めるとともに、スクールロイヤーを活用することで、より充実した多職種連携による支援体制を構築する。
59	生徒指導及び教育相談の推進	多様な問題を抱える子どもに対する専門的な教育相談やアセスメントによる個別支援体制の充実を図ります。	学校教育室	A	スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議でのアセスメントをもとにした支援を行った。	A	子どもを取り巻く多様な問題に対する適切な支援体制構築のために、専門的な教育相談やアセスメントは効果的であり、それに基づく支援の実施は不可欠である。	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣回数の増加や配置体制の充実をすすめる。
72	療育施設への支援	児童発達支援事業所等の通所児童の療育内容の充実及び円滑な運営を図るため、支援します。	子育て支援室	A	児童発達支援事業所等の通所児童の療育内容の充実及び円滑な運営を図るため、相談及び支援を行った。	A	当該事業の中でも、障がい児支援の中核となるべき、児童発達支援センターへの補助等については、専門性の高い療育内容を身近な場所で提供するという療育支援体制の充実において、寄与しているものと考えられる。	A	通所児童に対しての専門的な療育内容の提供及び多様化するニーズに対応できるような事業所の運営に向け、当該事業は継続する予定としている。
87	障がいのある子ども等の支援体制の充実	障がいや発達に課題のある子どもの早期発見・早期療育から成長段階に応じた一貫した支援を実施するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や児童発達支援センターの連携を円滑にする児童発達支援ネットワーク会議を開催し、支援の充実を図ります。	子育て支援室	A	市内の保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び児童発達支援センターとの連携強化に向け、児童発達支援ネットワーク会議を開催した。【令和5年度実績】代表者会議1回、実務者会議3回開催	A	主には未就学児の療育支援システムの構築に向け、現状の課題に関して関係機関で共有するとともに、その解決に向けた検討を実施。関係機関連携のもと、支援を必要とする児童の発達保障に向けた取組を実践するに至っていると考えられる。	A	地域の障がい児支援の中核的役割を担うことが求められる児童発達支援センターを中心に、その支援機能強化も含め児童発達支援ネットワーク会議で引き続き検討していく予定としている。

A:計画通りに実行
B:一部実行
C:実行していない

A=効果的だった
B=やや効果的だった
C=あまり効果的でなかった
D=効果的でなかった

A=拡大
B1=継続(見直しの必要なし)
B2=継続(見直しは不可能)
…法令等の改正が必要等
C=縮小(見直し)して継続
D=廃止
E=その他

事業No.	主要な施策・事業	施策・事業の内容	担当課	1.令和5年度取組内容(実績)と評価の理由・課題等		2.令和2～5年度の分析・評価等		3.今後の方向性	
103	いずみまるごと子育て・健康応援事業	安心して子どもを産み育てることができるよう支援を行います。また、妊娠届出から出産・育児まで早期から継続した切れ目ない支援を行います。 また、関係機関、関係課と連携を行い、育児不安や孤立した育児環境等への早期介入に努めます。	健康づくり推進室	A	安心して出産・育児ができるよう、母子健康手帳交付時に、保健師等による個別支援計画の作成や情報提供を行いました。また支援が必要な家庭については、妊娠期から個別支援を行い、出産後には乳児家庭全戸訪問事業やサポート訪問、乳幼児健診、あかちゃんくらぶ等を実施し、相談支援体制の充実を図りました。また関係機関、関係課と連携を行い、支援が必要なケースに対して早期介入に努めました。	A	産婦健康診査や出産子育て応援事業と新規で事業を開始し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の充実につながりました。地域の子育て支援センター等が事業に参加し周知することで、事業の対象年齢以降に支援センターの事業につながるなど切れ目なく支援することができました。関係課、関係機関と連携し、支援が必要なケースには、早期介入に努め虐待予防等につながりました。	A	こどもまんなかセンターを令和6年4月に設置。児童福祉と母子保健の一体的支援を実施し、切れ目ない支援、相談支援体制の強化を図っていきます。また、身近な地域に相談機関を整備していくなど地域資源の開拓を行い、子育て世帯や子どもが相談しやすい地域となり、孤立、虐待予防等を実施していきます。
105	子ども家庭相談員による総合相談の推進	子育てや子どもの発達、家庭内の問題等について関係機関と連携しながら相談に応じます。	子育て支援室	A	保護者等からの子育てに関する相談を受け、相談内容に応じて必要となる支援について、関係機関と連携しながら助言等を行った。	A	広く相談に対応する中で、潜在していた児童虐待の課題を把握するに至るとともに関係機関と連携することで早期の支援につなげることができる等、相談対応において期待される役割を発揮することができている。	A	和泉市こどもまんなかセンターとして健康づくり推進室との更なる連携強化のもと、相談対応については継続する予定としている。
106	いきいきネット相談支援センターによる相談支援	各中学校区に配置しているいきいきネット相談支援センターの地域福祉総合相談員(CSW)が、子どもから高齢者、また障がいの有無に問わず地域の福祉に関する相談に対応します。	福祉総務課	A	いきいきネット相談支援センターを市内8箇所に配置し、地域福祉総合相談員(CSW)が地域の身近な福祉の総合相談窓口として相談に対応しました。昨年度と比べ、相談実績数が減少しており、市民・地域とのネットワークの構築や、相談窓口としてのCSW周知活動を進めていく必要があります。 【相談実績】545件	A	子どもや子育て世帯を含む住民の相談に対応し、福祉サービスへのつなぎなどを行いました。また、市民・地域とのネットワークの構築により、支援を必要とする人に支援が行き届くよう取り組みました。	A	地域の各種団体に加え、学校やSSWとの関係を構築し、アウトリーチ活動を行うとともに、周知メディアの拡充を進めます。
113	子育て関連機関・関係課・団体等との連携による子育て関連情報の充実	子育て関連情報の提供の充実を図るため、子育て関連機関・関係課・団体等との連携に努め、情報の共有化を図ります。	関係各課(福祉総務課)	A	いきいきネット相談支援センター(CSW)とスクールソーシャルワーカーで役割の確認や連携方法の確認を行いました。また、和泉総合高等学校の校長先生にCSWの活動を周知する機会を持つことができ、今後の関係構築のきっかけとなりました。	A	スクールソーシャルワーカーや学校関係者との関係構築に取り組み、CSWの活動を周知することができました。切れ目ない・こぼれない支援の実現のため、より連携強化を図る必要があります。	A	和泉総合高等学校との連携を継続させ、他の学校及びスクールソーシャルワーカーとの関係構築にも取り組みます。
129	児童手当の支給	児童を養育している親等に児童手当を支給します。	子育て支援室	A	市ホームページ・子育てガイド等に掲載し、支給対象者への周知を行った。	A	児童を養育している親等に児童手当を支給し、親等の子育てを経済的に支援できた。	A	「こども未来戦略」に基づき、児童手当制度の抜本的拡充を行い、子育てに係る経済的支援の強化を図る。
214	生徒指導の推進	子どもの特性理解に基づく、適切な支援を実施していきます。また、問題行動や課題に対する専門的な相談活動や支援体制の充実を図ります。	学校教育室	A	スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議でのアセスメントをもとにした支援を行った。	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、配置回数の拡充がすすむ中で、さらなるチーム学校の機能向上を図る必要がある。	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣回数の増加や配置体制の充実をすすめる。